

令和6年11月21日

各 位

釧路新富士水産物地方卸売市場
釧路魚市場株式会社

卸売市場法の改正による業務規程の変更に伴い、取引方法等を公表することとなりましたので、下記の通りにお知らせ申し上げます。

記

(1) 営業日及び営業時間

営業日は日曜日及び祝祭日を除き、すべて開市することとする。ただし、特に必要があると認める場合はあらかじめ関係者に周知し、休日に開場し、または休日以外の日に開場しないこともできることとする。具体的には別紙カレンダーの通り。

営業時間は午前5時から午後3時までとする。

(2) 取扱品目 生鮮水産物、加工水産物、冷凍水産物とする。

売買取引の方法は、取り扱うすべての物品について、せり売り若しくは入札又は相対の方法によらなければならないものとする。

ただし、次の各号に掲げる場合であって開設者が指示したときは、せり売り又は入札の方法によらなければならないこととする。

- 1 当該市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
- 2 当該市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

(3) 生鮮食料品の引渡しの方法 現物渡しとする。

(4) 委託手数料その他生鮮食料品の卸売に関し出荷者または買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

委託手数料は 生鮮水産物、加工水産物、冷凍水産物とも 7%以内とする。

(5) 生鮮食料品の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法。

出荷者と卸売業者との取引

1. 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日から5日以内（売買仕切書若しくは売買仕切金の送付について受託者との特約がある場合には、その特約の期日）に売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。

2. 売買仕切金の送付は、現金、小切手、口座振込、口座振替、その他の方法により行うものとする。

卸売業者と買受人との取引

1. 買受人は、買い受けた物品の買受代金を卸売業者との間で締結した取引約定書に定めた支払方法により取引約定書に定めた期日までに支払わなければならない。
2. 買受人は、現金、小切手、口座振込、口座振替、その他の方法により、前項の買受代金の支払を行うものとする。

卸売業者と第三者との取引

1. 第三者は、買い受けた物品の買受代金を卸売業者との間で締結した取引約定書に定めた支払方法により取引約定書に定めた期日までに支払わなければならない。
2. 第三者は、現金、小切手、口座振込、口座振替、その他の方法により、前項の買受代金の支払を行うものとする。

(6) 奨励金等のある場合には、その種類、内容及びその額（その交付基準を含む。）

出荷奨励金 業務規程第37条の規定に基づき、下記の通りに支給
生鮮出荷者のうち年間の取扱が年間100万円（税込み）以上の業者
について、取扱高の0.1%を支給。

完納奨励金 業務規程第40条の2の規定に基づき、支給していない。